

介護予防・日常生活支援総合事業通所介護重要事項説明書

令和8年2月1日

1、施設経営法人

法人名 社会福祉法人なごみ
所在地 福島県福島市太平寺町ノ内30
電話 (024) 573-6161 (代)
FAX (024) 573-6160
施設名 デイサービスセンターいずみ
代表者 理事長 古川 雅之

2、事業目的

指定介護予防・日常生活支援総合事業通所介護事業所として、人事及び管理運営に関する事項を定め介護保険法による要支援状態にある高齢者に対し、介護予防・日常生活支援総合事業通所介護事業の適切な事業を提供することを目的とします。

3、運営方針

利用者の特性を踏まえつつ、身体のレベルの低下を防ぐため能力に応じて、自分で出来ることはしてもらい、自立した生活を継続して営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等、その他生活全般にわたる相談・援助を行います。

4、職員の職種・員数・職務内容

〔管理者〕 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

〔生活相談員〕 2名以上 (介護職員と兼務)

生活相談員は、事業所に対する利用申込みにかかる調整、通所介護計画の作成、担当職員に対する技術指導等を行う。

〔看護職員〕 2名以上

看護職員は、利用者の心身状態の把握及び服薬管理等を行う。

〔介護職員〕 5名以上

介護職員は、介護予防・日常生活支援総合事業通所介護計画に基づいた日常生活の支援等を行う。

5、施設・設備

食堂兼機能訓練室	2室	132.41㎡
相談室	2室	23.23㎡
浴室	1室	59.67㎡ (一般浴槽、特殊機械浴、シャワー浴槽)
畳コーナー	1室	34.65㎡ (舞台兼用)
静養室	1室	19.58㎡

6、利用定員

介護予防・日常生活支援総合事業型（一般型含む）

25名

7、開設日及び時間

月曜日～土曜日（祝祭日含）

サービス提供時間 9：15～16：15

※前もって申し出があった場合は利用時間の延長ができます。その場合は家族送迎となります。（延長料金は17：15～19：00まで、15分毎に250円頂きます。）

定休日は日曜日及び年末年始休（12月31日～1月3日）

8、実施地域

実施地域は、福島市地域とします。（行政区）

9、サービス内容

- (1) 送迎 各家庭の軒先まで送迎します。（自宅以外での乗降車は出来ません。）
- (2) 食事 質のよい食材で希望に添った施設ならではの食事を提供します。
- (3) 入浴 利用者の身体状態により一般浴、個別浴、椅子のまま入る特殊浴、気持ちのよいシャワー浴等でゆっくり、ゆったり入浴して頂きます。
- (4) 生活相談 利用者の日々の相談、要望、行政への手続き代行等、日常生活上の相談は相談担当の者にご相談下さい。

10、通所時の持ち物について

- ・上履き（初回にご持参頂ければ施設で保管出来ます。）
- ・歯ブラシ、コップ（毎回持ち帰りとなります。持ち帰り用の袋をご準備下さい。）
- ・着替え（洋服、下着、靴下など）
- ・オムツ（使用される方は、持参してください。）
- ・昼食時の薬

※以上の物をまとめて、袋に入れてお持ち下さい。

また、紛失防止のため名前が記入出来る物には、必ず記入して下さい。

11、通所利用時の注意点

(1) 利用者様同士の物品等のやり取り

- ・食品等の場合、食品衛生上の問題や事故等につながる可能性があり、食事制限等を抱える利用者様もいらっしゃいますので、持ち込みを控えて下さい。

（健康食品等に関しましては、あらかじめ職員にご相談ください。場合によっては中身の確認をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。）

(2) 利用者様・職員間での物品等のやり取り

- ・食品・物品に関わらず、いかなる場合においても、お受け取り出来ませんので、持ち込みをしないようお願い致します。

(3) 金銭・貴重品の持ち込み

・ 基本적으로ご遠慮頂いています。(紛失等の責任は負いかねますのでご注意ください。)

(4) 携帯電話の使用

・ 健康上に支障をきたす場合がありますので、使用の際には職員にお知らせください。
(所定の場所にてご使用頂けます。)

12、利用料金

単位 (円)

介護予防・日常生活支援総合事業通所介護費 ※月額定額報酬

介護度	通所介護費		
	1割の場合	2割の場合	3割の場合
要支援1	1,798	3,596	5,394
要支援2	3,621	7,242	10,863

加算部分 (利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する加算・減算)

加算名	単位数			算定要件
	1割の場合	2割の場合	3割の場合	
サービス提供体制強化加算 (I)	要支援1 88/人・月	要支援1 176/人・月	要支援1 264/人・月	介護職員のうち介護福祉士が70%以上配置されている事業所への評価として、利用者全員に対し算定される。
	要支援2 176/人・月	要支援2 352/人・月	要支援2 528/人・月	
介護職員等処遇改善加算 I	1月につき+所定単位×92/1000			介護職員等の確保及び資質の向上等の各種要件を満たす場合に、利用者全員に対し算定される。
送迎を行わない場合	-47/片道	-94/片道	-141/片道	利用者が自ら通う場合や家族が送迎を行い、事業所が送迎を実施していない場合は減算の対象とする

介護保険対象外

昼食費 (1食につき)	750
-------------	-----

※おむつは原則現物交換としますが、購入の場合は一枚50円とします。

※レクリエーション代について今後の作業に関して別途自己負担を頂く場合があります。

※上記に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用を請求する場合があります。

※保険料等、価格変動がある場合には若干、料金の変更があります。

1 3、支払方法

原則として口座引き落としとなります。毎月、10日から前月分の請求をいたしますので、請求書をご確認の上速やかにご入金ください。引き落とし確認次第、領収書を発行します。（引き落とし手数料は当法人が負担いたします。）

また、利用者、家族の希望により支払方法のご相談にも応じます。

1 4、緊急時の対応

サービス提供中、容態の変化、事故等があった場合、事前の打合せにより主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者等へ連絡します。（連絡先は別紙記入）

1 5、事故発生時の対応

サービス提供中、利用者に身体的又は精神的な面に関わる事故が発生した場合は、親族・居宅介護支援事業所に連絡すると共に、利用者の要支援認定に影響する可能性がある場合は市町村へも報告します。また、損害賠償の必要性について検討のうえ、利用者及びご家族等と話し合い、必要な損害賠償等を行います。（連絡先は別紙記入）

1 6、非常災害対策

消防法令に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び利用者に参加する消火、通報、避難及び防火訓練を原則として、年2回は実施します。

防火責任者 八巻 健一

1 7、身体拘束

サービス提供中、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 8、サービス相談・苦情窓口

(1) 利用者相談・苦情担当

苦情解決責任者	センター長	八巻 健一
苦情受付担当者	生活相談員	玉手 美里 渡辺 恵

・苦情受付は営業日及び営業時間帯に対応します。

第三者苦情処理委員会

齋藤 明美（御山体協庶務・泉長滝町会体育部長）

電話：024-557-1567

（2）その他

その他相談・苦情受付窓口としては、下記窓口がございます。

・福島市 長寿福祉課 電 話 024-525-7656

・福島県運営適正化委員会 電 話・FAX 024-523-2943

〒960-8141 福島市渡利字七社宮111 福島県総合社会福祉センター2階

19、第三者評価の実施状況

第三者による事業所評価については、実施しておりません

介護予防・日常生活支援総合事業通所介護の提供開始にあたり、事業者は利用者に対し契約書及び本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 福島市泉字台1番1
社会福祉法人なごみ デイサービスセンターいずみ
説明者

私は、事業者より契約書及び書面による重要事項の説明を受け、その内容を理解しました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____

